

教育委員会会議録

開会の日時	令和元年7月25日 午後7時00分
閉会の日時	平成元年7月25日 午後8時22分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 田口 昇 教育委員 山田 やす子・中西 康裕・鍋島 健二・中村 孝史
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕・鍋島 健二
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 大西 要一 学校教育部長 植村 法文 教育総務課長 濱口 昌大 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 西岡 幸一 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 山口 一馬 教育研究所長 西村 朱美 教育総務課副参事 前村 忍 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 大島 充代 学校教育課副参事 中村 元紀 学校教育課副参事 平生 理恵 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係 西野 佐俊
会議に付した事件	議案第14号 令和2年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)の採択について 議案第15号 令和元年度教育関係補正予算(第4号)について 議案第16号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例等の一部改正について 議案第17号 奨学生の決定について 議案第18号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員

	会規則の制定について 議案第 19 号 伊勢市指定文化財の指定解除と指定について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、鍋島委員を指名

会議に付する案件

議案第 14 号 令和 2 年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書
(「特別の教科 道徳」を除く) の採択について

議案第 15 号 令和元年度教育関係補正予算 (第 4 号) について

議案第 16 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準等に関する条例等の一部改正について

議案第 17 号 奨学生の決定について

議案第 18 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則
の制定について

議案第 19 号 伊勢市指定文化財の指定解除と指定について

議案第 15 号及び議案第 16 号は、市議会提出前の意思形成過程であるため、
議案第 17 号は個人情報を含む内容であるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14
条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

6 月議会では、楠木議員から学校給食や中学校部活動、中学校の校則について、
世古議員からは通学路の安全対策、子どものネット被害、いじめ問題について一
般質問がありました。詳細は、教育総務課から報告があります。

伊勢市内では、24 日の城田小を最後に全ての小中学校で夏季休業に入りました。
空調設備を完備していただいたおかげで、8 月一杯まで夏休みにしているの
は小学校の 12 校、小学校では 8 月 29 日が有緝小、浜郷小の 2 校が一番早く 8
月 30 日が中島小など 5 校、8 月 31 日に進修小など 3 校となっています。中学
校は 8 月 26 日の港中、8 月 27 日五十鈴中、8 月 28 日桜浜中など 6 校、8 月 29
日倉田山中と小俣中の 2 校が最後で、中学校は全て 8 月中に授業を再開します。

これまで、大きな交通事故や事件が報告されていませんが、夏休み中も熱中症
や事故のないよう、夏休み前の集会等で児童生徒への指導を徹底するよう、先日
の小中校長会で依頼したところです。

報告は以上です。

教育長

それでは、議事に入ります。議案第 14 号「令和 2 年度使用小学校用教科用図

書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 5 項の規定に基づき設置された、伊勢度会採択地区協議会の選定結果を受け、教育委員会において採択決定を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第 14 号「令和 2 年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について」ご説明いたします。

7 月 18 日に開催されました第 2 回伊勢度会採択地区協議会の選定結果につきましてご説明申し上げます。採択地区協議会では、関係市町から推薦いただいた教員・保護者代表からなる 48 名の各教科種別の調査員により調査を実施しました。調査にあたっては、調査実施項目の観点に沿って、また、教科用図書展示会でのアンケートなどの資料を参考にしながら、詳細に検討がなされました。

各教科の調査員の代表から報告された調査結果に基づき、採択協議会で協議し、令和 2 年度から伊勢度会地区で使用すべき小学校教科用図書が決定されました。採択すべしと決定された教科書の採択理由等をご説明申し上げます。

調査をしていただきました国語の教科用図書の発行者名は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版の 4 社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、東京書籍でございます。

主な選定理由として、各領域の単元が、課題解決的に構成され、児童が学び方をつかみ、学習の見通しをもって、主体的に学習を進めることができること。各単元において、情報を整理したり関連付けたりする思考操作が学習の中で視覚化されていることなどが主な選定理由でございます。

次に、書写についてでございます。書写の教科用図書の発行者は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版の 5 社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、光村図書出版でございます。

授業の流れが明確で、書写の基礎が分かりやすく整理され、紙面構成がシンプルで使いやすい点、ICT 機器を有効に活用してポイントを押さえながら授業が展開でき、学習内容の定着が図りやすい点などが主な選定理由でございます。

次に、社会についてでございます。社会の教科用図書の発行者は、東京書籍、教育出版、日本文教出版の 3 社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、日本文教出版ござ

います。

本文の記述が理解しやすく、児童が生活体験を想起しやすい図版を掲載し、問いがめばえ追及意欲や興味・関心を高めることができる点、選択單元においてさらに考えたい問題を設定し、考えを深められるようにしてある点などが主な選定理由でございます。

次に、地図についてでございます。地図の教科用図書の発行者は、東京書籍、帝国書院の2社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、帝国書院でございます。

児童が主体的に地図帳を活用できるコーナーがあり、地図活用の技能が身につくだけでなく、位置や空間的な広がりなどの社会的見方・考え方の育成につながる点、資料が豊富でどの学年の発達段階にも応じて活用できる点などが主な選定理由でございます。

次に、算数についてでございます。算数の教科用図書の発行者は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館、日本文教出版の6社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、東京書籍でございます。

問題解決型の授業を想定した構成及び展開となるよう工夫されている点、より深い学びや確実な理解につながるように、数学的な見方・考え方が可視化されている点、情報の読解力や活用力が伸長できるよう工夫されている点などが主な選定理由でございます。

次に、理科についてでございます。理科の教科用図書の発行者は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館、信州教育出版社の6社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、新興出版啓林館でございます。

理科に対する児童の興味・関心を高める工夫が見られる点、児童が見通しをもって主体的に学習を進めていくための工夫が随所にみられる点、主体的・対話的で深い学びによる授業改善への工夫が見られる点が主な選定理由です。

次に、生活についてでございます。生活の教科用図書の発行者は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書出版、新興出版社啓林館、日本文教出版、信州教育出版社の8社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、新興出版啓林館でございます。

学びのプロセスを3段階構成として示すことで、活動の流れを明確化し、すべての児童に分かりやすい展開とするなどの工夫、小学校1・2年生という入門期の児童を学校に適応させ、学習意欲を高めしていくことができる点などが主な選定理由でございます。

次に、音楽についてでございます。音楽の教科用図書の発行者は、教育出版、教育芸術社の2社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、教育芸術社でございます。

主体的に学習活動に取り組むことができる工夫、コミュニケーションを図れる教材やコラム等により対話的で協働的な学びを引き出す工夫、体験型学習を生かして深い学びにつなげる工夫、教科横断的な教材やQRコードで学びを広げる工夫などが主な選定理由でございます。

次に、図画工作についてでございます。図画工作の教科用図書の発行者は、開隆堂出版、日本文教出版の2社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、開隆堂出版でございます。

見通しをもってカリキュラム編成ができる編集方法、めあてとふりかえりの提示の仕方の工夫、QRコードを活用した主体的発展的な学習への配慮、使いやすく、学習意欲の高まりが期待されるような編集などが主な選定理由でございます。

次に、家庭についてでございます。家庭の教科用図書の発行者は、東京書籍、開隆堂出版の2社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、東京書籍でございます。

児童が見通しをもって学習に取り組める工夫、新設された買物の仕組みや消費者の役割に関する内容の充実、主体的・対話的で深い学びにつながるデジタルコンテンツ、児童の発達段階を配慮した工夫などが主な選定理由でございます。

次に、保健についてでございます。保健の教科用図書の発行者は、東京書籍、大日本図書、文教社、光文書院、学研教育みらいの5社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、東京書籍でございます。

単元の基本構成が分かりやすく自主的、自発的な学習につなげることができる点、グラフや挿絵の効果的な活用による視覚支援、主体的、対話的な学びで深い学びの視点から授業改善を図る視点などが主な選定理由でございます。

次に、外国語についてでございます。外国語の教科用図書の発行者は、東京書籍、開隆堂出版、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版、新興出版社啓林館の7社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、開隆堂出版でございます。

基礎を確実に身につける単元構成、生きたコミュニケーションで話す、聞くの力を伸ばすとともに読む、書くの基礎を養う工夫、聞く、話すから読む、書くへのなめらかな移行を促している点などが主な選定理由でございます。

次に、特別の教科道徳についてでございます。特別の教科道徳の教科用図書の発行者は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、光文書院、学研教育みらい、廣済堂あかつきの8社でございます。

今回採択するにふさわしいと決定されました発行者は、日本文教出版でございます。

学校におけるいじめの問題やいのちの大切さ、情報モラル等といった今日的な課題や、自発的な思考を引き出し、話し合っで深め合う内容が具体的に示されているという点が主な選定理由でございます。

どの教科についても、様々な視点から総合的に考えて判断していただきました。

以上、小学校教科用図書の採択についてご説明させていただきました。

続いて、中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）について採択地区協議会で決定されたことをご説明いたします。

まず、使用期間についてご説明いたします。新学習指導要領の実施に伴い、令和3年度から使用する中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）の採択は来年度に行うことになっております。よって、今回採択していただく中学校教科用図書の使用は令和2年度の1年間となります。

また、今年度採択の対象となる平成30年度教科書検定において新たな図書の申請がなかったため、平成26年度検定合格図書の中から採択を行うことと、前回の採択の際に行われた調査研究の内容等を活用することなどが文部科学省から通知されていることを受け、令和2年度中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）については調査委員会を設置しておりません。

それに伴い、今回の中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）の採択にあたっては、平成27年度に県が作成した中学校教科用図書選定に関する参考資料及び前回の伊勢度会採択地区協議会の調査委員会が作成した平成27年度の調査資料を活用することを伊勢度会採択地区協議会で決定していただきました。

前回の採択では、資料3ページにあります現在使用している会社の教科用図書がこの地域の教科用図書としてもっともふさわしいとの判断がされていることから、令和2年使用の中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）は、国語は光村図書出版、書写は東京書籍、社会地理的分野は東京書籍、社会歴史的分野は日本文教出版、社会公民的分野は東京書籍、地図は帝国書院、数学は東京書籍、理科は新興出版社啓林館、音楽一般は教育芸術社、音楽器楽合奏は教育芸術社、美術は光村図書出版、保険体育は東京書籍、技術・家庭技術分野は東京書籍、技術・家庭科邸分野は開隆堂出版、英語は三省堂がふさわしいと決定していただきました。現行教科書と協議会採択教科書の一覧は資料3ページをご覧ください。

以上、議案第14号「令和2年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について」についてご説明させていただきました。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

A委員

確認なのですが、中学校の図書については先ほど説明があったように令和2年度のみの使用がこの一覧表のものということで、令和3年度以降の使用教科書については、来年度、選定をするということによろしかったでしょうか。

学校教育課副参事

来年度、令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択を行うという事になっております。

教育長

ほかにご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第14号「令和2年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことをございます。よって、議案第14号「令和2年度使用小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

～暫時休憩～

教育長

休憩を解き、会議を再開します。

事務部長お願いいたします。

事務部長

今後の予定でございますが、教育委員会で採択が決定されましたら、採択協議会及び県教育委員会に報告をいたします。学校へは採択協議会より通知がありましたら連絡をいたします。また、傍聴に来ていただいている方も含めましてのことでございますが、採択状況等の情報につきましては8月31日の採択終了後、9月1日以降に公表されることとなっておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、お手元の資料は終了後回収させていただきます。

教育長

つづきまして、議案第15号「令和元年度教育関係補正予算（第4号）について」を議題といたします。

傍聴人の方は、恐れ入りますが、ご退室いただきますようお願いいたします。

〔傍聴人退室〕

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

傍聴人を確認してください。

事務局

いらっしゃいません。

教育長

それでは、議案第 18 号「伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

7 ページをご覧ください。

これは、伊勢市附属機関条例第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選考委員会を設置することに伴い、規則を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第 18 号「伊勢市立学校図書館活性化事業業務受託者選定委員会規則の制定について」ご説明いたします。

学校教育課では、平成 25 年 10 月から学校図書館活性化事業を実施し、各小中学校に学校図書館スタッフを配置しております。

学校図書館スタッフを配置するための業務受託者との契約が今年度末で終了することから、新たに業務受託者を選定する委員会を設置するための規則でございます。

規則をお認めいただきましたならば、選定委員会を設置し、来年度の学校図書館スタッフ配置にかかる業務受託者の選定を進めてまいります。

以上、議案第 18 号「伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」、ご提案させていただきました。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

A委員

委員会の人数構成が書いてありませんが、想定人数をどれくらいというのは、もう決めてあるのですか。

学校教育課副参事

前回の選定委員会では、6名の委員の皆様をお願いをしておりましたので、今回選定委員会を設置する際にも6名の方をお願いをしたいと思いますと考えております。

A委員

それは、委員長・副委員長を含めて6名という事ですか。

学校教育課副参事

はい。委員長・副委員長を含めて6名の方をお願いをしたいと思いますと考えております。

教育長

ほかに、ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第18号「伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第17号「伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第19号「伊勢市指定文化財の指定解除と指定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

9ページをご覧ください。

これは、伊勢市文化財保護審議会より文化財指定の答申があったもので、伊勢市文化財保護条例第36条第1項の規定により、記念物（天然記念物）の指定を解除し、同第35条第1項の規定により、記念物（史跡）として指定するものでございます。

なお、詳細につきましては文化振興課から説明をいたしますので、よろしくご

審議を賜りますようお願い申し上げます。

文化振興課長

議案第 19 号「伊勢市指定文化財の指定解除と指定について」ご説明申し上げます。

境楠は宮川堤に位置し、県名勝「宮川堤」内にあり、樹高約 10m、胸高周囲 8 m のクスの大木で、昭和 33 年に市天然記念物に指定しました。しかし、平成 15 年に老衰枯死しましたが、この初代の境楠の一部は現存しており、市及び国土交通省により境楠の周辺環境が整備されてきており、また、地元では古くから「楠さん」と呼ばれ、現在も「楠大明神」として、地域の人々の信仰の対象にあり続けていることから、初代境楠とその周辺を保護するために文化財の指定種別を記念物（史跡）に変更するものでございます。

以上、議案第 19 号「伊勢市指定文化財の指定解除と指定について」を、ご提案させていただきました。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、文化振興課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 19 号「伊勢市指定文化財の指定解除と指定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 19 号「伊勢市指定文化財の指定解除と指定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。